平成２６年（フ）第７号
宮崎県都城市菓子野町9505番地９
債務者　松下　祐子（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第２号
福島県郡山市開成６丁目296番地の２　若草寮
債務者　大橋　直幸
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第３号
栃木県真岡市高勢町２丁目298番地11
債務者　神山　明子
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２６年（フ）第５号
兵庫県伊丹市梅ノ木５丁目４番12―302号
債務者　加藤　梨沙
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
兵庫県川西市山原１丁目11―５、住民票上の住所兵庫県川西市山下町２番１号　105
債務者　松永嘉鶴子
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１５号
広島県呉市広塩焼１丁目９番４号
債務者　中居　裕樹
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１９号
広島県呉市焼山本庄１丁目11番２号
債務者　中川　　勇
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第２２号
広島県呉市郷原野路の里１丁目７番14号
債務者　大斗興産こと　橋本　奉祐
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１２号
広島県福山市南蔵王町３丁目10番32号
債務者　川上　二郎
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１３号
広島県福山市南蔵王町３丁目10番32号
債務者　川上るり子
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第２６号
広島県福山市水呑町2223番地１　３Ｆ
債務者　西本　朋子
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１１号
徳島県板野郡松茂町笹木野字八上63　エスチュアリー64　507号室、住民票上の住所徳島県吉野川市鴨島町西麻植字新田６番地
債務者　吉村　敏幸
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２６号
徳島市北沖洲４丁目12番41　第10春木ハイツ101号、旧住所徳島市西新浜町２丁目２番76号
債務者　直江　芳春
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９号
広島県福山市日吉台２丁目13番５―104号、申立時の住所広島県福山市春日町７丁目２番２号　加那多ハイツ102
債務者　坂田　延央
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第９６８号
神戸市長田区大塚町４丁目１番８―201号
債務者　岩本泰樹こと　李　　泰樹
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８１号
神戸市垂水区多聞台３丁目18番19―104号
債務者　安本とみ子
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５号
長崎県佐世保市八幡町13番６号　クレージュ八幡402、旧住所長崎県佐世保市名切町２番11号
債務者　松田　裕樹
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係